

倉敷市都市再生推進法人の指定手続きについて

推進法人になろうとする法人

②申請に際しての事前協議 ③指定の申請

都市再生推進法人になろうとする法人が、市町村長に指定の申請を行います。

事前協議

申請書類の提出

通知

⑥都市再生推進法人 として活動開始

- 都市再生整備計画の提案
 - 都市利便増進協定、都市再生（整備）歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定の締結に向けた活動
 - 道路占用許可の特例適用に向けた活動 等
- ※事業年度開始の際は事業計画・収支予算書を、事業年度終了の際は事業報告書・収支決算書・貸借対照表を提出しなければなりません。

まちづくり推進課

①都市再生推進法人の募集

②申請に際しての事前協議

④審査

申請してきた法人が、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるかどうか審査します。
審査内容・体制（まちづくり推進課＋必要に応じて関係課）

まちづくり活動の実績や目的・内容、人員配置や人員体制、業務の遂行が可能な経済的基礎、関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等との連携 など

相談
（任意）

⑤指定

審査の結果、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、市町村が都市再生推進法人として指定します。

⑤公示

市町村長は、都市再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を工事します。

監督

- ・必要に応じて、都市再生推進法人に対し、業務の報告をさせることができます。
- ・都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずるように命ずることができます。（改善命令）
- ・改善命令に違反した時は、都市再生推進法人の指定を取消することができます。

監督

報告

国土交通省等
（都市局まちづくり推進課、地方整備局等）

審査に関する相談対応